



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年 8 月 9 日木曜日 第2999号外 1

### ◇ 目 次 ◇ 条 例

愛媛県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例..... (教育総務課教職員厚生室) ..... 1

#### 教育委員会告示

愛媛県奨学資金貸与条例附則第 2 項の規定による教育委員会が定める者の指定..... (教育総務課教職員厚生室) ..... 1

### 条 例

#### ○愛媛県条例第41号

愛媛県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年 8 月 9 日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 愛媛県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

愛媛県奨学資金貸与条例（昭和36年愛媛県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b></p> <p>1 この条例は、昭和36年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 <u>第 11 条に定めるもののほか、当分の間、平成30年 7 月豪雨による災害により被害を受けたことを原因として奨学生に採用された者のうち教育委員会が定める者が、高等学校を卒業し、又は専修学校の高等課程を修了したときは、奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。</u></p>	<p><b>附 則</b></p> <p>— この条例は、昭和36年 4 月 1 日から施行する。</p>

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 教育委員会告示

#### ○愛媛県教育委員会告示第 6 号

愛媛県奨学資金貸与条例（昭和36年愛媛県条例第 6 号）附則第 2 項の規定により、教育委員会が定める者を次のとおり定める。

平成30年 8 月 9 日

愛媛県教育委員会

教育長 三 好 伊 佐 夫

愛媛県奨学資金貸与条例附則第 2 項の教育委員会が定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 高等学校又は専修学校の高等課程に在学する者
- (2) 次のいずれかに該当する者

ア 平成30年 7 月豪雨による災害（以下「豪雨災害」という。）により、その者の保護者又は豪雨災害発生時にその者の生計を主として維持していた者（以下「保護者等」という。）が、住家の被害（愛媛県内で発生したものに限る。）を受け、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の 2 第 1 項に規定する罹災証明書（証明内容が全壊、大規模半壊、半壊又

は床上浸水である場合に限る。）の交付を受けたこと。  
 イ 保護者等が、豪雨災害により死亡し、若しくは行方不明となったと認められたこと又は豪雨災害により精神若しくは身体に著しい障害を受け、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（身体上の障害の程度が 1 級又は 2 級である者として記載されているものに限る。）、都道府県若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第 1 項の指定都市から交付される療育手帳（障害の程度が重度以上と記載されているものに限る。）若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第 6 条第 3 項に規定する障害等級が 1 級である者として記載されているものに限る。）の交付を受けたこと。  
 ウ その者の保護者等が、豪雨災害を起因とする事情により失業し、又は収入が減少したこと。  
 (3) その者の属する世帯の所得その他の状況を勘案して教育長が奨学金の返還を免除することが適当であると認める者